

組合員の資格確認について

組合員の皆様の組合員資格に変動が生じた場合は、定款第14条の定めるところにより、書面にて当JAあてにお届けいただくことになっております。組合員資格に変動があった場合はお手数ですが、当JAの最寄りの支店に組合員資格の変更をお申し付けくださいますようお願い申し上げます。

組合員資格区分としては、正組合員と准組合員があります。正組合員は、経営する農地が3a以上か、1年のうち農業に40日以上従事する人等が該当します。

なお、資格の詳細や組合員資格変更届の様式は最寄りの支店で確認いただけます。

※組合員資格の変動は、組合員資格を喪失した場合や、お届けいただいておりますお名前、ご住所の変更等のほか、正組合員から准組合員にまたは准組合員から正組合員に資格が変動した場合が該当いたします。

ご不明な点につきましては、総務課（0596-52-0121）までお問い合わせください。